

## 委員会提出議案第 1 1 号

東日本旅客鉄道株式会社をはじめとする市内で鉄道事業を経営する者の誠実な  
対応を求める決議

高齢者等の公共交通機関の利便性や安全性の促進を掲げた「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（旧・交通バリアフリー法 / 平成 1 8 年に廃止）や、その趣旨を受け継いだ「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）に基づき、本市においても、今日まで、市内各駅のエレベーターやエスカレーターの設置等の対策を講じてきたところである。

これらの対策の実施に当たっては、当該駅舎を設置・管理する鉄道事業者との協議を重ねてきたところであるが、その協議の過程においては、特に費用負担、あるいは工事区分について、本来鉄道事業者に対して、駅舎等をバリアフリー化基準に適合させる努力義務が課せられているにもかかわらず、積極的なバリアフリー化を推進する姿勢が必ずしも見られないのが現状である。

さらに、防災体制の整備が急務とされる社会情勢を考慮すると、今後、駅舎の改修や避難経路の確保等、公共性の高い鉄道施設の抱える課題は山積している。

このような状況を踏まえ、市内で鉄道事業を経営する東日本旅客鉄道株式会社をはじめとする鉄道事業者にあっては、「市民の安心・安全」という非常に重い責務に対する一層の理解と認識を深め、市議会を含めたさいたま市との協議及び意思の疎通を図るとともに、日常生活・社会生活において最も影響を受ける高齢者、障害者等の市民に対し、丁寧な説明とその意見を受け止めていくことを求めるものである。

以上、決議する。

平成 2 4 年 1 0 月 2 3 日提出

さいたま市議会まちづくり委員会

委員長 阪 本 克 己